

(第2回、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和6年6月27日
契 約 業 者 名	応用地質(株)東京事務所
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市北区土呂町2丁目61番
業 務 の 名 称	R5甲府河川国道管内トンネル点検・設計業務
業 務 場 所	甲府河川国道事務所管内
業 種 区 分	土木建設関係コンサルタント
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	・道路トンネル点検 1式 ・大型カルバート点検 1式
履 行 期 間 (自)	令和5年4月19日
履 行 期 間 (至)	令和7年3月31日
変 更 前 の 契 約 金 額	54,780,000円(税込み)
変 更 金 額	+(27,192,000-)円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	81,972,000円(税込み)
変 更 理 由	1.トンネル定期点検 R6年度予定している中部横断自動車道の施設点検実施のための通行止実施時期に中部横断自動車の下記トンネルの点検を行うため、準備作業等の時間的条件を考慮し本業務に追加する。 ・楮根第一トンネル ・楮根第二トンネル ・楮根第三トンネル ・楮根第四トンネル ・塩沢トンネル 2.大型カルバート定期点検 R6年度予定している中部横断自動車道の施設点検実施のための通行止実施時期に中部横断自動車の下記カルバートの点検を行うため、準備作業等の時間的条件を考慮し本業務に追加する。 ・中芝原橋 ・町道南部中野線函渠 3.履行期間 履行期間は上記の変更に伴い、276日間延長し、令和7年3月31日までとする。

[標準様式例7-2]

(第3回、**最終**) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和7年3月24日
契 約 業 者 名	応用地質(株)東京事務所
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市北区土呂町2丁目61番
業 務 の 名 称	R5甲府河川国道管内トンネル点検・設計業務
業 務 場 所	甲府河川国道事務所管内
業 種 区 分	土木建設関係コンサルタント
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	・道路トンネル点検 1式 ・大型カルバート点検 1式 ・道路設計 1式
履 行 期 間 (自)	令和5年4月19日
履 行 期 間 (至)	令和7年3月31日
変 更 前 の 契 約 金 額	81,972,000円(税込み)
変 更 金 額	+(13,486,000-)円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	95,458,000円(税込み)
変 更 理 由	1.道路トンネル点検 下記トンネルにおいて、監視対象の施設であり、前回点検より2年が経過するため状態の把握(監視)と、報告書の作成(監視)を追加する。 ・大島第一トンネル ・大島第二トンネル ・和田トンネル ・角打トンネル ・丸滝トンネル ・帯金第一トンネル ・下八木沢第一トンネル ・不動隧道 ・南部トンネル ・新榎ノ木トンネル

- ・西島トンネル
- ・大月第二トンネル

2. 走行型画像計測(醍醐山トンネル)

受注者と新技術活用に関する協議の結果、醍醐山トンネルの現地計測と画像作成を実施するため追加する。

3. 大型カルバート定期点検

公安委員会等との協議の結果、作業区分(夜間・昼間)に変更が生じたため増工する。

4. 新笹子トンネル補修詳細設計

受注者と協議、設計内容の見直しを行った結果、当初見込んでいた設計から変更が生じたため減工する。

5. トンネル維持管理方針検討

塩沢トンネルの変状対策、都留トンネルの湧水対策について、出張所から要望があったことと、事務所としての維持管理方針を把握するため維持管理方針検討を追加する。

6. その他

本業務第で点検を実施した施設について診断判定会議を実施したため、判定会議への出席及び資料作成について追加する。

7. 直接経費

1) 旅費交通費

点検箇所増加に伴う移動費の変更が生じたため、増工する。

2) 機械経費

点検箇所増加に伴う機械賃料等の変更が生じたため、増工する。

3) 安全費

点検箇所増加及び公安委員会等との協議により各施設の保安施設設置・撤去に変更が生じたため、増工する。

8. 履行期間

履行期間は第2回変更とおりとする。

※(第○回、最終)は、途中変更契約の場合には「第○回」に○印をつけ変更の回数を記入する。最終変更の場合は「最終」に○印を付ける。